ひたちテレワーク移住促進助成事業（住宅取得）実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、テレワークによる本市への「転職なき移住」の促進を図ることを目的に、県外での勤務・事業等をテレワークによって継続しながら本市で住宅を取得等する移住者に対し、予算の範囲内において助成を行うことについて、日立市補助金等交付規則（昭和45年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　戸建住宅　一つの敷地に独立して建てられた一戸の住宅をいう。

(2)　併用住宅　同一建築物内に居住部分及び店舗、事務所、賃貸住宅等の部分が併存している住宅をいう。

(3)　共同住宅　一つの建物に複数の世帯が暮らせる住居がある住宅をいう。

(4)　住宅　戸建住宅、併用住宅又は共同住宅をいう。

(5)　取得等　住宅を新築若しくは増改築又は購入することをいう（当該住宅の敷地を含む。）。ただし、建物の相続及び贈与による取得を除く。

(6)　移住者　本市に移住する直前の１年間に茨城県外(国外も含む)に居住していた者

(7)　親世帯　移住者又は配偶者の一親等の直系尊属が属する世帯をいう。

(8)　同居　取得等した住宅に移住者とその親世帯が生活の本拠地として居住することをいう。

(9)　近居　移住者が取得等して居住した住宅とその親世帯が居住する住宅が、市内において直線距離で１ｋｍ以内又は同一小学校区内若しくは隣接する小学校区の区域内に所在することをいう。

(10)　テレワーク　　情報通信技術を利用して行う事業場外勤務等をいう。

(11)　通信環境整備費　テレワークを行うに当たり必要となる通信環境の整備（Ｗｉ－Ｆｉ環境の構築、パソコン、スマートフォン及びこれらの通信機器に接続する端末類の購入等）に係る費用をいう。

(12)　ひたちテレワーク応援チケット　市長が別に定める市内のコワーキング施設及び公共施設内カフェ（以下「コワーキング施設等」という。）において料金を支払うことができるチケットをいう。

（助成対象者）

第３条　助成を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす移住者とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(1)　本市の住民基本台帳に記載された日において、自己又は配偶者が45歳未満の移住者であること。

(2)　テレワークにより業務を行う者であって、次の要件を満たす者であること。

　　ア　企業に勤務する被雇用者にあっては、所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、移住先を生活の本拠として移住元での業務を引き続き行うこと。

　　イ　個人事業主等の自営業者にあっては、転入後も移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

ウ　転入から申請までの間、勤務日の過半、所属先企業等へ行かず、移住先において業務にあたること。

エ　申請する日が属する年度の前々年度の４月１日以降の移住者であること。

　(3)　次の要件を全て満たす住宅を市内に取得等すること。

ア　次のいずれかに該当する住宅の取得等に係る契約を書面で締結していること。

　(ｱ)　締結日が助成を申請する日が属する年度の前々年度の４月１日以降である契約

(ｲ)　締結日が令和２年10月１日以降であり、かつ、完成日又は引渡し日が助成を申請する日が属する年度の４月１日以降である契約

イ　助成を申請する日が属する年度内に住宅の所有権の保存又は移転の登記を完了すること。

ウ　居住部分の延床面積が５０平方メートル以上（増築の場合には、居住部分に係る増床の面積が１０平方メートル以上）であること。

(4)　自己が属する世帯（同居の場合は、その親世帯を含む。）の全員が、助成の請求日までに、前号の住宅に居住し、かつ、住民登録をすること。

(5)　住民登録した住宅に、５年以上居住する見込みであること。

(6)　同居又は近居を予定する者のうち、日立市の市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料（以下「市税等」という。）を滞納している者がいないこと。

(7)　自己が属する世帯の全員が、ひたちテレワーク移住促進助成事業（実家等、賃借、住宅取得）又は、同一の住宅について、住宅の取得等を目的とした他の公的制度による助成を受けていないこと。ただし、市で進める脱炭素化の促進による住宅の高度化を目的として行う脱炭素化促進事業補助（ＺＥＨ）又は高い省エネ性能を有する新築住宅の取得を目的として行う助成を除く。

(8)　取得等した住宅が移住者の居住の用に供されること。

２　前項各号のいずれも満たす見込みのある者は、助成対象者となることができる。

　（対象経費）

第４条　助成の対象となる経費は、住宅の取得等（当該住宅に係る敷地の取得を含む。）に係る経費とする。

（助成額）

第５条　助成額は、１，０００，０００円とする。

２　助成対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の助成額に次の各号に定める額を加算する。ただし、第１号及び第２号を重複して申請することはできない。

(1) 同居の場合（以下「同居加算」という。）　 　　 ２００，０００円

(2)　近居の場合（以下「近居加算」という。）　　　　１００，０００円

(3)　取得等した住宅において日立市企業局が供給する水道を使用する場合　１５，０００円

(4)　テレワーク助成

　 ア　通信機器整備費　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　最大２００，０００円（実費分）

　 イ　交通費相当額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１００，０００円

　 ウ　コワーキング施設等利用料（ひたちテレワーク応援チケット）　　１００，０００円分

（助成の申請）

第６条　助成対象者が助成を受けようとする場合には、ひたちテレワーク移住促進助成（住宅取得）申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、助成を申請する日が属する年度の翌々年度の３月１５日（同日が日立市の休日を定める条例（平成元年条例第35号）第１条に定める休日に当たるときは、市の休日の翌日）までに市長に提出しなければならない。

(1)　住宅の取得等に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し等（契約者、所在（地番）、契約日、延床面積及び取得経費が確認できるもの）

(2)　取得等する住宅が併用住宅である場合は、居住部分の面積が確認できる建築図面等

(3)　助成対象者の属する世帯（同居加算又は近居加算を受けようとする場合は、その親世帯を含む。）のひたちテレワーク移住促進助成の申請に係る誓約書兼同意書

(4)　同居加算又は近居加算を受けようとする場合は、移住者と親世帯の世帯員との親子関係を証明できる戸籍謄本等の写し

(5)　テレワーク助成に係る通信機器整備加算を受けようとする場合は、要した費用に係る領収書等の写し

(6)　第３条第１項第２号に定める勤務要件に応じ、次の書類を提出すること

　 ア　県外の企業等に勤務する被雇用者

　　(ｱ)　テレワーク勤務証明書（様式第２号）等

イ　個人事業主等の自営業者

(ｱ)　移住前に開業し、転入元で行っていた業務を転入後も継続していること等を証する書類（開業・廃業等届出書の写し、直近の確定申告書（提出先税務署が受付したことが確認できるもの。）及び納税証明書等）の写し及び業務の取引に係る契約書、注文書（発注書）又は注文請書（受注書）の写し等

(7)　その他市長が必要と認める書類

　（助成の決定）

第７条　市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成の適否を決定し、その結果をひたちテレワーク移住促進助成（住宅取得）決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、助成の申請に係る事項につき、助成の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（申請内容の変更等）

第８条　前条第１項の規定により助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、その申請について、内容を変更しようとするとき又は取り止めようとするときは、ひたちテレワーク移住促進助成（住宅取得）決定変更申請書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

２　市長は、前項の申請書の提出があった場合には、助成の決定を取り消し、又は変更することができる。

３　市長は、前項の規定により助成の決定を取り消し、又は変更したときは、ひたちテレワーク移住促進助成（住宅取得）決定変更通知書（様式第５号）により当該助成決定者に通知するものとする。

（実績報告及び助成の請求）

第９条　助成決定者は、住宅の取得等が完了したときは、助成を申請する日が属する年度の末日（同日が日立市の休日を定める条例第１条に定める休日に当たるときは、市の休日の前日）までに、ひたちテレワーク移住促進助成（住宅取得）実績報告書兼請求書（様式第６号。以下「請求書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　取得等した住宅に係る建物登記簿の全部事項証明書（所有権の保存又は移転の登記が完了してい

るもの）又はその写し

(2)　取得等した住宅が併用住宅の場合は、居住面積が確認できる建築図面等

(3)　取得等した住宅が新築又は増改築の場合は、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）の規定に

よる検査済証の写し（ただし、都市計画区域外において住宅を取得等した場合は、建築工事届の

写し）

(4)　その他市長が必要と認める書類

（助成金等の交付）

第１０条　市長は、前条の請求を適当と認めたときは、助成決定者に対し、規則第６条の３に規定する交付すべき補助金等の額の確定を行い、助成金等を交付するものとする。

（返還請求）

第１１条　市長は、第８条第２項又は次項の規定より助成の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に助成が行われているときは、当該助成決定者に対し、期限を定めて助成金等の返還を請求する。

２　市長は、助成金等の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、助成の決定を取り消し、助成金等の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

(1)　全額の返還

ア　虚偽の申請等をした場合

イ　助成の決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合

ウ　第８条第２項の規定により助成の決定を取り消した場合

エ　助成金等の申請日から３年未満に本市から転出した場合

オ　その他市長が不適当と認めた場合

(2)　半額の返還

　ア　助成金等の申請日から３年以上５年以内に本市から転出した場合

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年１０月１日から適用する。

この要綱は、令和４年４月１日から適用する。

この要綱は、令和５年４月１日から適用する。

この要綱は、令和６年４月１日から適用する。